

「青梅市防災基本条例（案）」にかかるパブリックコメントの実施結果

1 実施期間

令和6年6月15日（土）から28日（金）まで

2 意見募集結果

郵 送	電子メール	ファクシミリ	直接持参
0 名	0 名	0 名	1 名

3 意見概要および市の考え方

	意見概要	市の考え方
1	本事業所では災害時の運営マニュアルを作成しており、マニュアルにおいては、平時における訓練の実施についても明記し、今後も市と連携し、対策を推進することが必要であると考えております。 については、第9条（事業者の備え）に「防災訓練への協力」を追記してはいかがでしょうか。	「防災訓練への協力」については、事業者の規模や業種によって協力体制をとることが困難な場合もあることが想定されるため、第9条（事業者の備え）には明記はしないことといたします。 なお、第6条（事業者の責務）の第5項では「事業者は、自主防災組織、市および防災関係機関等が実施する災害対策に協力するよう努めるものとする。」と記載しており、災害対策の中に防災訓練も含まれることから、今後も可能な限り防災訓練等に御協力をお願いいたします。